

## 議案第 4 4 号

狭山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号及び第 9 号中「第 8 条の 2 第 18 項」を「第 8 条の 2 第 16 項」に改める。

第 31 条第 2 項第 1 号中「第 33 条第 13 号」を「第 33 条第 14 号」に改め、同項第 2 号エ中「第 33 条第 14 号」を「第 33 条第 15 号」に改め、同号オ中「第 33 条第 15 号」を「第 33 条第 16 号」に改める。

第 33 条中第 26 号を第 27 号とし、第 18 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 17 号中「第 12 号」を「第 13 号」に、「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条第 16 号ア中「33 条第 2 項」を「第 33 条第 2 項」に改め、同号イ中「33 条の 2 第 1 項」を「第 33 条の 2 第 1 項」に改め、同号を同条第 17 号とし、同条第 15 号中「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第 16 号とし、同条中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、同条第 12 号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 39 条第 2 号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第 13 号とし、同条第 11 号の次に次の 1 号を加える。

（12）担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 76 条第 2 号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付け

られている計画の提出を求めるものとする。

第33条に次の1号を加える。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第33条第12号及び第15号イの規定は、平成29年3月31日まで  
は、なおその効力を有する。

平成27年6月9日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

#### 提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。